

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 14 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|------------------------------------|
| 1 | 1号機 | 海水熱交換器建屋付近設置の火気作業場所掲示板において、ガラスを破損させたため、当該ガラスを交換。 | D | |
| 2 | 1号機 | 酸素注入系酸素ガスボンベ切替時、同ボンベ1本(全閉時)にグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。 | D | |
| 3 | 1号機 | 復水ろ過装置(E)母管差圧計において、指示値にハンチングが認められたため、原因調査後、対応検討。 | D | |
| 4 | 2号機 | 液体廃棄物処理系設備検査(その1)において、検査要領書に誤記(適用省令の記載)が認められたため、当該要領書の正誤表を作成。 | C | |
| 5 | 2号機 | ガドリニア濃度変更燃料採用に伴う使用前検査(原子炉停止余裕検査)において、立会検査者の不整合(原子力安全基盤機構 原子力安全・保安院)が認められたため、検査時期を変更すると共に対応検討。 | C | |
| 6 | 2号機 | 低圧蒸気タービン(A,B,C)内部車室点検時、スプレー配管のサポートに浸食が認められたため、当該サポートを交換。 | D | |
| 7 | 3号機 | 第16保全サイクル定期事業者検査(電動機検査(その1の1))において、不在(一時的)の社員を検査員に指名していたことが認められたため、対応検討。 | 対象外 | H22.3.17再審議にて グレード変更 「D 対象外」 |
| 8 | 3号機 | タービン駆動給水ポンプ(B)用監視カメラにおいて、映像不良(画面が暗い)が認められたため、当該カメラ修理。 | D | |
| 9 | 3号機 | 第6給水加熱器ドレン冷却器(C)において、コンクリート基礎部にヒビが認められたため、当該基礎部を補修。 | D | |
| 10 | 3号機 | 所内用空気圧縮機(B)用電動機点検時、軸受と軸受ケース部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。 | D | |
| 11 | 3号機 | 交流120V計測用主母線盤において、名板外れが認められたため、当該名板を取付。 | D | |
| 12 | 3号機 | 取水設備トラベリングスクリーン(F)起動時、電源設備の故障警報が発生し、同スクリーンの絶縁不良が認められたため、当該スクリーンを点検補修。 | D | |
| 13 | 4号機 | 主排気ダクト内気体廃棄物処理系配管オイルスナッパー(油圧制震器)において、油配管接続部に油の滲みが認められたため、当該接続部を補修。 | D | |
| 14 | その他 | 1,2号機燃料のガドリニア濃度変更に伴う工事計画書において、誤記(1号機:2箇所、2号機:3箇所)が認められたため、対応検討。 | B | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分 | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分 | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分 | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A_S : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802